

福音主義キリスト教の「自由」理解

ーリベラルアーツ教育との関連でー

松 本 周

はじめに

本稿は福音主義キリスト教における「自由」理解について、特に大学でのリベラルアーツ教育との関連で考察するものである。それはリベラルアーツ教育を重視する宮城学院女子大学にとって、「キリスト教」の持つ意味は何かと問うことでもある。「リベラルアーツ」をいかなる日本語へ訳して理解するかは、それ自体が議論となるが、それはここでの直接的な主題ではない。したがって「リベラルアーツ」の理解については、大学でのリベラルアーツ教育の現代的・社会的意義を含意する訳語である「自由の技法」と解して論考を進める¹。なお、この訳語の選択は従来「リベラルアーツ教育」が「教養教育」や「全人教育」と訳されてきた意義を否定するものではない。リベラルアーツ教育の基礎としてここで考察しようとするキリスト教は、その人間理解において全人的だからである。また「知解を求める信仰」（アンセルムス）という言葉でも知られるように、教養に基づく知のあり方が不可欠と考える宗教性をキリスト教は有しているからである。

問題の所在

キリスト教大学である宮城学院女子大学がリベラルアーツ教育を推進する。その際に「キリスト教大学」であることと「リベラルアーツ教育」とはどのような関係にあるのだろうか。その関係は偶然的な結果なのか、それともキリスト教と自由の両者に必然的な関連性はあるのか、また両者は対立しないのか、との問いが生じる。

この問題を考察する手掛かりとして、宮城学院「建学の精神」を取り上げる。「福音主義キリスト教に基づいて学校教育を行い、神を畏れ敬い、自由かつ謙虚に真理を探究し、隣人愛に立ってすべての人の人格を尊重し、人類の福祉と世界の平和に貢献する女性を育成すること」²が宮城学院

¹ 「リベラルアーツ」の現代的意義を「自ら考えて行動する」主体的思惟力として重視する山口周は日本語訳について「日本語では『教養』と訳されることが多いのですが、本来意味するところは『“自由”になるための“手段”』に他なりません」（山口周『自由になるための技術リベラルアーツ』講談社、2021年、1頁）と述べている。

² <https://www.mgu.ac.jp/about/motto/> 2022.10.28 最終確認。

「建学の精神」である。この文書中に「キリスト教」と「自由」二つの語の所在が確認される。さらに公式 Web サイトに記載された解説では「宮城学院において、あるいはその将来において学問を学ぶには、神のみを畏れて他の何もものも恐れない自由な精神が必要であり、神を畏れる謙虚さのない知識は人間を破滅させる危険をもっていることは、歴史が教えるところです」と記述されている。この記述は本項冒頭に示した問いを、さらに問いとして具体化させる。特に「神のみを畏れて他の何もものも恐れない自由な精神」との表現に関してのものである。現代において一般的には「神を畏れること」すなわち特定の宗教に帰依することは一つの価値観を絶対化させ、人間を束縛して自由を奪う行為であると考えられているのではないだろうか。「神を畏れる」と「自由な精神」との結びつきを自明のものとして論じることはできない。そこで「自由」と「キリスト教」との関係が考察される必要がある。

キリスト教の自由理解を論じる前に、キリスト教を含めた宗教への現代社会における忌避意識という背景に触れておきたい。そのような意識の存在が、キリスト教と自由との関係に対する否定的な認識と関係しているからである。前世紀末から 21 世紀の現在に至るまで、社会が宗教を危険視する理由となった主たる事項を挙げる。

- 1995 年 地下鉄サリン事件など オウム真理教問題
- 2001 年 9.11 同時多発テロ事件 イスラム原理主義の台頭
- 2017 年 トランプ米大統領就任 キリスト教原理主義（宗教右派）の台頭
- 2022 年 安倍元首相銃撃 統一協会問題

こうした事柄が社会に衝撃を与えると共に、宗教全体に対する「危ない」「束縛する」「自己絶対化」といった認識をもたらしていることは否定し得ない。そして「宗教は危険」という社会的認識に対し、宗教の側が「危険なのはカルト化した一部の宗教団体であって、自分たちは危険ではない」とする説明がどれほど客観的妥当性を有するかも検討されねばならない。なぜなら危険な宗教団体だけがカルト化するのではなく、どのような宗教集団もカルト的集団へと傾斜する危険は存するからである³。先にも挙げた歴史的宗教の原理主義化には自己教義の絶対化や批判的情報の遮断などカルトと共通した要素が観察される。したがって宗教はキリスト教を含め、自家宗教集団に人権侵害や自由抑圧の危険性がないかを社会倫理的に自己吟味する責任を有している。その倫理態度なしにキリスト教が自由と対立するという認識を誤解であると主張することも、キリスト教と自由との関連性を論ずることもできない⁴。

そして上記の理由を反転させることになるが、社会的視点においてキリスト教と自由との積極的関係を提示することができなければ、現代社会において求められる新しい教養・自由の技法としてのリベラルアーツ教育をキリスト教大学の特色として提示することはできない。そこで以下に、キ

³ ウィリアム・ウッド『教会がカルト化するとき』いのちのことば社、2002 年、他多数の指摘がなされている。

⁴ キリスト教大学の社会的課題として、宗教の社会に対する有益性と危険性を学術的に探究し発信することが求められる。それが同時にキリスト教弁証でもあり、通俗的な宗教危険視に対する説得にもなる。

リスト教正典である『聖書』の記述を取り上げながら、キリスト教の自由理解を確認し、さらにキリスト教の自由理解が社会に対して果たした機能を歴史的に考察することとする。

キリスト教は「自由」を志向する宗教である

先述したように、キリスト教での理解において「神を畏れる」ことがいかなる意味で「自由」と関係するのか。キリスト教信仰における自由理解について、まずは聖書の中から出エジプト物語の記述を取り上げる。出エジプト物語は聖書全体の物語の祖型でもあり、この物語に表われる「自由」理解は、キリスト教における「自由」の捉え方に決定的な意味を有している。出エジプトすなわちエジプトからの脱出（The Exodus）は奴隷状態に置かれていたイスラエル人が指導者モーセに率いられ、支配者の国エジプトから脱出する解放の物語として理解されている。そして物語の中に本論考の主題である「自由」との関係で注目される聖書記述がある。それはイスラエルの指導者モーセがエジプト王ファラオに向かって要求する言葉の中に現れ出ている。「ヘブライ人の神、主がわたしたちに出現されました。どうか、今、三日の道のりを荒れ野に行かせて、わたしたちの神、主に犠牲をささげさせてください⁵」。モーセは直接の表現としては奴隷状態からの解放を求めているわけではない。そこで述べられているのは、自分たちの神を礼拝することの要求である。言い換えれば、神を礼拝することこそが、聖書を信仰する民の希求する「自由」であることを意味する。

すなわち出エジプト物語に表現される自由理解においては、奴隷状態《からの》自由と神礼拝《への》自由が分かち難く結びついており、聖書の神を信仰するイスラエルの民のエジプトからの脱出（The Exodus）とは、「信教の自由」に向かった脱出であった。これが聖書の物語に通底する「自由」認識である。

ところで聖書は引き続いて、エジプトを脱出することにより自由を手にしたイスラエルの民へ、神がモーセを通じて「十戒」を授与したと物語る。十戒の内容は出エジプト記 20 章 2～17 節と申命記 5 章 6～21 節で記述されるが、ここでは出エジプト記の該当部分を以下に引用する。

「〔前文〕 わたしは主、あなたの神、あなたをエジプトの国、奴隷の家から導き出した神である。〔第一戒〕 あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない。〔第二戒〕 あなたはいかなる像も造ってはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の下の水の中にある、いかなるものの形も造ってはならない。あなたはそれらに向かってひれ伏したり、それらに仕えたりしてはならない。わたしは主、あなたの神。わたしは熱情の神である。わたしを否む者には、父祖の罪を子孫に三代、四代までも問うが、わたしを愛し、わたしの戒めを守る者には、幾千代にも及ぶ慈しみを与える。〔第三戒〕 あなたの神、主の名をみだりに唱えてはならない。みだりにその名を唱える者を主は罰せずにはおかない。〔第四戒〕 安息日を心に留め、これを聖別せよ。六日の間働いて、何であれあなたの仕事をし、七日目は、あなたの神、主の安息日であるから、い

⁵ 『聖書』出エジプト記 3 章 18 節、日本聖書協会 1999 年発行・新共同訳（以後、特に断りのない場合の聖書引用は新共同訳に拠る）。

かなる仕事もしてはならない。あなたも、息子も、娘も、男女の奴隷も、家畜も、あなたの町の門の中に寄留する人々も同様である。六日の間に主は天と地と海とそこにあるすべてのものを造り、七日目に休まれたから、主は安息日を祝福して聖別されたのである。〔第五戒〕あなたの父母を敬え。そうすればあなたは、あなたの神、主が与えられる土地に長く生きることができる。〔第六戒〕殺してはならない。〔第七戒〕姦淫してはならない。〔第八戒〕盗んではならない。〔第九戒〕隣人に関して偽証してはならない。〔第十戒〕隣人の家を欲してはならない。隣人の妻、男女の奴隷、牛、ろばなど隣人のものを一切欲してはならない。〕⁶

以上が「十戒」である。そしてこの十戒もまた聖書の自由理解を提示するものとして、キリスト教会の歴史において重要視されてきた⁷。同時に「戒め」が「自由」を示すとはいかなる意味かとの問いを生じさせる。十戒の内容分析が本題ではないので、すべての戒にわたって詳細に論ずることはしないが、ここでは、第一戒「あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない」と第六戒「殺してはならない」の含意を観察することにより、自由理解との関係を確認したい。

十戒の最初にある「あなたには、わたしをおいてほかに神があってはならない」とは、人間世界において人間が神になること、すなわち絶対者の君臨を断固拒否する姿勢である。大学での講義の場面で筆者は次のように語っている。「神以外のものを神とするとき、人間はそれに束縛されて自由を失ってしまう。もし王が生殺与奪の権を握った絶対者として君臨したら、私たちの社会生活は自分の自由にはならず、王の機嫌を損ねて首を刎ねられないようにと窒息した生活になる。もし恋人を神の代わりにしたら、気に入られることばかりを考えて自分の意志を抑えたり曲げたりしてまでも相手に従おうとして自由を失ってしまう。パートナーとはお互いの自由意志を気兼ねなくぶつけ合える対等な関係が良いのであり、相手を絶対的な神としてはならない。」理解促進のために具体例を挙げているが、より普遍的な言語で表現すれば、人間を支配する権力者や絶対者の存在を認めず、すべての人間存在が互いの自由を尊重し合う状態であることを提示するのが第一戒であるとまとめられる。

第六戒「殺してはならない」について筆者は、人間の基本的人権と社会的自由の事柄として講義では次のように述べている。「『殺してはならない』とは、自分の自由をもって他者の命を侵害する権利はないことを語っている。さらにそのことは『殺人さえしなければいい』という意味ではない。私が他者へ向ける敵意や憎しみが、時に相手が平穏な日常生活を送ることを困難にするまで追い込むことがある。あるいは私が日常的に身につけている衣料、口にする食料を、生産地まで辿ったときに、そこに奴隷的労働の実態が存在し、人間の尊厳を抑圧されている人がいるのではないか。これらの事柄は『殺してはならない』に反する行為である」。その意味で私たちには自由の使い方、すなわち他者を殺すのではなく、むしろ生かすことのために自由を用いるという社会倫理的

⁶ 『聖書』出エジプト記 20 章 2～17 節、〔 〕部は筆者による挿入。

⁷ フランク・クリュゼマン『自由の擁護 社会史の視点から見た十戒の主題』大住雄一訳、新教出版社、1998 年また大嶋重徳『自由への指針 「今」を生きるキリスト者の倫理と十戒』教文館、2016 年といった書籍がその主題からして「自由」と「十戒」の関連を提示している。

課題が存することが確認される。この認識は十戒から始まって聖書に一貫しており、新約でも「あなたがたは、自由を得るために召し出されたのです。ただ、この自由を、肉に罪を犯させる機会とせず、愛によって互いに仕えなさい」との記述がある⁸。

加えて述べれば、社会倫理を問題にすることは、自己や実存を問題しないことではない。むしろ実存的な認識がなされてはじめて現実社会の問題性は明確に意識される。したがって「殺してはならない」には「自分を殺してはいけない」ということも含まれる。さらに「自分を殺してはいけない」とは身体的生命を喪失しないということのみならず、自分の心身が壊れるような働き方や人間関係に囚われないということでもある。自分の大切な人、自分のパートナーの心を殺さない、自分の将来のこどもの命を殺さないということも含まれている。こうした認識が次の第7戒「姦淫してはならない」にも連続する。聖書の「十戒」が提示する倫理的含蓄を観察することを通して、キリスト教における自由理解には、自由の根源に「生きる」かつ「生かす」ことへの方向付けすなわちオリエンテーションの存することが見出される。

そして十戒に現われている自由理解は、人類史とキリスト教との関わりにおいて繰り返し、自らの物語と重ね合わせて理解する人々が出現し、それによって社会的自由理解が認識され形成されてきた。いくつかの具体例を挙げれば、「信教の自由」を求めてイギリスからアメリカに渡ったビルグリムたちとメイフラワー誓約、アフリカ系アメリカ人たちの奴隷解放を求める訴えと彼ら彼女らによって歌い継がれた讚美歌（アフロアメリカン・スピリチュアル）、日本の植民地支配からの解放を出エジプトと重ね合わせた韓国のキリスト教徒たちなどである。

その中でアメリカ合衆国におけるアフリカ系アメリカ人の社会集団での自由理解の形成は注目に値する。なぜなら奴隷所有者側の宗教であったキリスト教信仰を、奴隷の境遇にあったアフリカ系アメリカ人が受容し、さらにキリスト教に含意された自由理解を把握して自分たちの奴隷からの解放を希求することになったからである。この事情を山下壮起は「南北戦争以前の南部では、奴隷制を経済基盤とする世界を維持するための倫理規範として、聖書が利用された。つまり、奴隷として従順に主人に仕えることが神の御心に適うことであり、天国で報いられると、農園主人たちは黒人たちに説いたのである。しかし、奴隷とされた人びとは抑圧と搾取を正当化する倫理規範を受容することはなく、全く異なる新しい自律的な共同体を形成してきた」⁹と述べている。奴隷所有者が聖書を都合よく利用して、奴隷たちに定着させようとした受動的服従の倫理は拒絶され、それに代わって全く新しい倫理が讚美歌と共に聖書から創出された。山下は続けて「それを可能にしたのが靈歌である。靈歌が天国について歌うのは、この地上に神が解放を実現すると確信ゆえである。天国とはあの世のことだけではなく、すべてが解放された世界、つまり、〈神の国〉の実現を意味する。靈歌は徹底して現世での生を見つめることで、支配者の倫理規範を転覆させることで黒人の人間性を奪い返すのだ」¹⁰と論じている。すなわちアフリカ系アメリカ人にとって当初は支配者か

⁸ 『聖書』ガラテヤの信徒への手紙5章13節。

⁹ 山下壮起「フード・スピリチュアルズ——インナーシティの靈性」『福音と世界』新教出版社、2022年11月号、2頁。

¹⁰ 同上、2頁。

ら強要されたキリスト教信仰であったが、聖書とりわけ出エジプト物語における奴隷からの解放としての自由理解が信仰の歌を歌い続けることで日常化し、篡奪されていた人権を奪還する歴史へとつながった。ここにキリスト教の福音的自由は思弁的領域にとどまるものではなく、社会的自由として現実化することの証左がある。この意味でキリスト教は自由を志向する宗教である。

学問における「自由」とキリスト教

前項でキリスト教における自由への志向を確認したことをふまえ、次に学問の自由とキリスト教との関係を考察したい。現代の大学の源流となる、中世ヨーロッパにおける大学の成立にキリスト教は深くかかわっている。しかしながら近現代的性格における「学問の自由」とキリスト教とは、その当初から親和性を有していたわけではない。なぜならキリスト教は古代ローマ帝国の国教となってから中世ヨーロッパをキリスト教的世界として確立する社会構造において、*Corpus Christianum*（キリスト教的社会有機体）と呼ばれる中世キリスト教文化総合の世界を成立させた。そこではキリスト教に対する批判的思考が存在する余地はなく、したがって現代的意味で言う学問の自由も存しなかった。以下に、学問的自由とキリスト教は歴史的にどのような関係であり、現代社会でどうあるべきなのかを概観する。

先述した中世ヨーロッパのキリスト教文化総合における諸学問の体系は、神学をあらゆる学問の頂点に位置づけ、哲学はじめ諸学問がその下部に置かれた「哲学（学問）は神学の奴婢」と呼ばれる構造であった。それはローマ・カトリック教会が全世界における真理を唯一保持しているという発想を前提とし、すべての学問は教会の説く真理を弁証する役割があると考えられたからである。つまり教会と教会の教義を体系化し論証する神学だけが自由を保持し、他の学問はその自由に奉仕する存在とみなされていた。こうした中世のキリスト教文化総合における学問構造はやがて、諸学問の自律的發展に伴って維持不可能となり解体されて、近代的学問体系へと場所を譲ることになる。それと共にキリスト教文化総合の世界観をキリスト教内部から揺るがすことになったのがマルティン・ルターによる宗教改革とそれに伴うプロテスタント教会すなわち福音主義教会の成立であった。

福音主義教会成立と近代世界との関係もそれ自体が大きな学問的テーマであるが、本論における学問的自由との関係にとっては、教会が信仰の基盤として主張する真理が複数化し断片化したことが歴史的に新しく、また重大な意義を有する展開であった。そして各々の教会さらには宗教が主張する真理が「自由」に主張され、その主張内容によって社会的抑圧がなされないことこそが、近代社会における基本的人権とりわけ自由権として成立していくこととなった。その内実は学問の自由、思想・良心の自由、言論・出版の自由、信教の自由などとして提示される。

福音主義キリスト教の自由理解そしてキリスト教信仰と学問や出版の自由との関係を明快に主張したのは、有名な英文学作品 *Paradise Lost* 作者であり、ピューリタン革命指導者オリヴァー・クロムウェルの書記官であった、ジョン・ミルトンである。彼は“*Areopagitica, for the Liberty of Unlicensed Printing*”において、英国議会が公布した書籍検閲令が「撤回されたならば、真理や学問や

国家にとってずっと都合のよいことになる」¹¹と主張する。なぜなら「神がアダムに理性をお与えになった時、神は選択の自由を与え給うたのだ。というのは理性は選択に外ならないのだから。」¹²すなわち個々人の人間が自らの自由な理性的判断をなす属性は神による創造に由来する人間本性であり、現代的用語法に換言すればすべての人間にとって生得的な権利であると言うのである。したがってミルトンは「国語のパンフレットさえも読ませない程大衆を猜疑の眼で見るのだったら、それはとりもなおさず、彼等が思慮のない、墮落した、性根のない人間で、検閲官という管がなければ何も呑み込めない程、信仰と思慮とが病み衰えた状態になっていると非難しているわけではないか」¹³と国家当局が検閲によって国民に供する良書を識別するという検閲の発想それ自体が、国民個々人の理性を信頼せず、個々人の主体的権利を国家の管理下に置こうとすることで、自由権の抑圧に他ならないと批判する。

続いて真理が複数化され断片化されている時代状況ゆえに思想と出版の自由が必要であると主張する以下の記述は、エジプト神話を比喩的に用いて文学者ミルトンの面目躍如といった趣がある。「真理はまさしく主イエスと共にかつてこの世に來り、栄光に満ちて欠ける所なき姿であった。しかし主が昇天され、使徒たちが又主のあとを追うて永遠の眠りにつくや直ちに、邪悪な欺瞞者の一味が起り、あたかもエジプトのティフォンが、共謀者たちと共に善良なオリシスをあやめたあの物語りのように、真理の女神をとらえてその美しい肢体を千々に斬りきざみ、風にのせて四方にまき散らしてしまったのである。この時以來、悲痛にも真理の味方として立ち出でた人たちは、オリシスの切り断たれた身体を心をいためつつ探し廻った妻イシスにならって、真理の女神の手足を一つ一つ見つけ次第集めて廻ったのである。両院議員諸君、われわれは今なおそれを全部見つけ出してはいないのだ。又、再び主が來り給う〔終末＝神の国での実現〕までは、全部見出すことはないであろう。」¹⁴この文章では、真理探求のために学問的自由が不可欠であるとの主張がキリスト教的な歴史理解を伴ってなされている。真理であるイエス・キリストがかつて地上に到来した。しかしその後の人類史においてイエス・キリストの真理は「邪悪な欺瞞者」すなわち罪人である人間によって完全性を破壊され四散してしまった。この真理の断片化という事態を前にして、教会も自分たちこそが真理を保有していると独善的に主張することはできない。全人類は歴史と世界の終末に真理なるイエス・キリストが再臨するその時まで、歴史の中で謙虚に真理の断片を収集し、完全なる真理という目標へ接近していくことしかできない。そのためには国家や教会や権力者が独善的に真理の価値判断をすることは斥けられなければならないと、キリスト教信仰理解に基づいて学問と思想の自由が主張されるのである。

以上のことから、福音主義キリスト教の信仰的自由理解が学問の自由を主張し擁護する思想的連関が明らかとなる。ここでもキリスト教信仰における福音的自由は、社会的自由の主張と実現へ接

¹¹ John Milton, "Areopagitica, for the Liberty of Unlicensed Printing" 1644. 引用した訳文はジョン・ミルトン「出版の自由——イギリス国会に訴う」梅崎光夫・柴崎武夫訳『世界大思想全集 哲学・文芸思想篇 8』河出書房、昭和30年、4頁。

¹² 同上、19頁。

¹³ 同上、25頁。

¹⁴ 同上、30～31頁、括弧内は筆者による補足。

続する。そして福音主義キリスト教は社会における自由を主張する宗教として、近代的自由社会の思想的盤としての役割を担うことになる。相互批判と議論を可能にする真理探求の自由空間を福音主義キリスト教の社会倫理が支えるという構造である。したがって中世キリスト教文化総合における「哲学は神学の奴婢」という学問構造は、福音主義キリスト教、とりわけミルトンの思想が代表するピューリタニズムの自由理解において逆転され「諸学問の自由空間形成に奉仕する神学」という学問構造となる。むしろ歴史的現実においては福音主義キリスト教が学問的自由を制約する事象は複数存在した。けれどもそうした自由の制約が福音主義キリスト教の理解からすれば逸脱であることを指摘し批判する力を有するところこそ、福音主義キリスト教の自由理解の特徴が現れ出ていると看做すこともできる¹⁵。

この項を締め括るにあたって、福音主義キリスト教の自由理解から展開される社会的自由主張について要点を確認したい。まず真理探求の議論における自由とは、批判に対して開かれていなければならない。自己に対する批判へと開かれている思惟様式がふまえられてはじめて、抑圧を退けた真理探求が可能となるからである。そしてまさしくこの点に福音主義キリスト教の存在意義が関わっている。歴史の中で福音主義教会が生じた社会的意味は「教会が真理を完全な形で保有し得ない」と明らかにしたことだからである¹⁶。ここに現代社会におけるキリスト教信仰と学問の自由の関係理解が存する。

おわりに

上述のようなキリスト教における自由理解を確認したうえで、本論考冒頭で提示したりベラルアーツ教育とキリスト教との関係について述べることにしたい。それは一言で言い表せば、キリスト教信仰における福音的自由と近代社会が希求する社会的自由との関係を研究と教育を通して提示

¹⁵ なお、この問題について「福音主義キリスト教」という用語が多義性を有している点に留意する必要がある。語としては同じ「福音主義」の呼称が用いられていても、実際には歴史的・地理的・性格的に全く異なる教会集団を指して使用される場合がある。

本稿で直接論じている「福音主義キリスト教」とは「宮城学院の建学の精神」から採られている語である故に、歴史的に北米ピューリタニズムを源流とし、日本基督教団の教会やキリスト教学校の設立母体となったプロテスタント諸教派を指している。したがって本稿で述べる「福音主義キリスト教の社会倫理」とは、前述した諸教会の有する社会倫理である。

例えばドイツでは主としてルター派教会が「福音主義」と呼ばれ、ドイツのルター派教会は歴史的に領邦教会制(Landeskirchentum)を背景としているために、その社会倫理は為政者に対抗して自由を主張するよりは、為政者に奉仕する傾向性を帯びる。また近年のアメリカ合衆国でキリスト教原理主義(Christian fundamentalism)と呼ばれ、他宗教や異なる意見に排他的で、政治的に保守的な主張の強い教会・教派のEvangelicalも日本語訳すれば「福音派」ないし「福音主義」となる。本稿ではこれらの教会の社会倫理姿勢には言及していない。

¹⁶ 福音主義キリスト教における、歴史上の組織が(教会といえども)真理を完全には保有せず、それゆえに独善的に真理保持を主張したり、自己の真理を他者に共有したりし得ないという認識が、アメリカ合衆国憲法修正第一条の「国教禁止」「教会と国家との分離」規定へと思想的に流入している。また、この認識から自らが絶対的真理と確信し侵害を拒否する事柄は、他者が絶対的真理と確信する権利も同等に守らねばならないとする「宗教的寛容」の思想をもたらすことになる。

するということになる。そのことをやはり冒頭部で触れた、宮城学院「建学の精神」との関わりで表現すれば、福音主義キリスト教が示す真理なる神を礼拝する者は、神に成り代わって独善的真理を主張し得ない。むしろ真理の断片を手にしつつ、謙虚に未だ所有していない真理の探究へ向かう学問的姿勢を涵養することになる。そのことが自由の擁護、人権尊重と寛容、世界平和実現への奉仕となるのである。

このことはキリスト教に基づいたリベラルアーツ教育における「自由」理解は、規範を欠いた価値相対主義的な仕方では存在するのではなく、先述したキリスト教社会倫理の歴史をふまえ「自由」の倫理的志向性を保持することを意味する。キリスト教自由理解の社会倫理的展開において、《擁護し推進される事柄》と《対峙し論駁される事柄》が存するのである。

その両者を以下に列挙したい。まず《擁護し推進される事柄》として「基本的人権の尊重」「宗教的寛容」「多文化共生」「積極的平和の創造」「批判的思考」等を挙げることができる。最後に取り上げた「批判的思考」は、近代以降の学問における方法論的懐疑として必須とされる学問的態度であるが、福音主義キリスト教に基づくリベラルアーツ教育においてはさらに、なぜ批判し、なにを批判するのかについて、次のような倫理的事項を加えて考えることができる。それは現実社会に存在する言説・制度などが、自由抑圧に作用していないかを吟味し、批判するという倫理的姿勢である。そしてその批判は、自家の歴史や思考に対しても向けられることで、将来に向かうより自由な社会の建設という自由の目的を把握することが可能となる。

それに対して、福音主義キリスト教に基づくリベラルアーツ教育において《対峙し論駁される事柄》は、「テロリズム」（自己の主張する社会体制を実現するための暴力手段）、「カルト集団」（居住・移動・通信といった自由の制限や遮断、「宗教二世」の問題）、「宗教原理主義」（自家の絶対性を主張し、異論を社会的に排除しようとする）、そして社会的弱者の自由や人権を抑圧する「構造的暴力」「差別」などが挙げられる。自由社会の形成を妨害し、力による支配や抑圧によって、人間の自由や生を篡奪するこれらの事柄と対峙し論駁することのできる力の育成も、現代社会のリベラルアーツ教育で必須の課題となっている。

福音主義キリスト教に基づくリベラルアーツ教育は、聖書そしてキリスト教の自由理解をふまえ、近代社会で基本的人権として承認された「自由」を基盤として自らが生きること、他者と共に生きること、他者を生かすことの教育である。それによって多文化共生社会を形成し、そうした社会へ貢献することを目標とする。そのことこそが「建学の精神」具現化¹⁷としての福音主義キリスト教に基づくリベラルアーツなのである。

¹⁷ 宮城学院女子大学のカリキュラムにおける、福音主義的キリスト教に基づくリベラルアーツ教育実践は、「キリスト教学」（一年前期必修）で聖書の示す自由理解「十戒」、イエスの説いた隣人愛の精神等を学ぶこと、「キリスト教と現代社会」（三年後期必修）ただし教育学部は「キリスト教教育論」によって現代社会の諸課題、「自由の使い方」を討議し習得する授業がある。また筆者と他一名の教員で担当する「リベラルアーツ総合A（平和）」（二年後期選択必修）では日本社会における従来の平和理解や平和教育を批判的に検討し、授業課題として履修生一人ひとりが構造的暴力廃絶と積極的平和実現に向けたアクションプランの作成に取り組んでいる。

Understanding “freedom” in Protestantism in relation to liberal arts education

MATSUMOTO Shu

This paper examines the understanding of “freedom” in Protestantism, focusing especially in on relation to liberal arts education. Referring back to Scripture, I will confirm how “freedom” was understood by Christians and how this understanding played out in society.

First, let us observe the Exodus story. The story of the Exodus is the archetype for the entire Bible, defining how “freedom” is understood in Christianity. Next, I would like to consider the relationship between academic freedom and Christianity. Christianity is deeply involved in the establishment of universities in medieval Europe. The Protestant understanding of liberty advocates and defends academic freedom, and this philosophy underpins freedom in modern society.

A liberal arts education, based on Protestantism, is an education to live for oneself, to live with others, and to uphold their uniqueness based on “freedom.” By doing so, we aim to create a multicultural society which can contribute to everyone.